

(b) 電子形式の国際出願であつて、願書の記述が文字コード形式であるもの  
 (c) 電子形式の国際出願であつて、願書、明細書、請求の範囲及び要約の記述が文字コード形式であるもの

五 国際出願が次の者によつてされた場合には、一の規定に基づく国際出願手続料(四の規定が適用されるときは、同規定に基づき減額されたもの)、二の規定に基づく補充調査取扱手続料及び三の規定に基づく取扱手続料は、その九十パーセントを減額する。ただし、二人以上の出願人があるときは、全ての出願人が次の(a)又は(b)に定める基準を満たしていなければならない。(a)及び(b)に規定する国の一覧表については、総会が与える指示に従い、事務局長が少なくとも五年ごとに更新する。(a)及び(b)に定める基準は、総会が少なくとも五年ごとに検討する。

(a) 国際連合が公表する一人当たりの実質国内総生産(二千五百年基準、合衆国ドル表示)の最近の十年間の額を平均したものに基づく一人当たりの国内総生産が二万五千合衆国ドルを下回る国で、かつ、自然人である国民及び居住者が行う国際出願の数であつて、国際事務局が公表する最近の五年間の年次出願数の平均値に基づくものが百万人当たり年間十件未満又は絶対数で年間五十件未満である国として一覧表に掲げる国の国民で、かつ、当該国に居住する自然人である出願人

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量(飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項目のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)を次のように告示する。

平成二十七年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン

三	二二トン
四	四、八一三トン
五	一九三三トン
六	一トン
七	二トン
八	〇トン
九	四、〇九七トン
一〇	七七四トン
一一	一、〇七一トン
一二	一一、六九四トン
一三	九二二、九三〇トン
一四	二四〇、四七〇トン
一四の二	八五、一四五トン
一五	一八三三トン
一六	五五〇トン
一七	一八、三一五トン
一八	一、七三七トン
一九	二二三三トン
二〇	七トン

二二	六、四〇三トン
二二	一四二二トン
二三	四九八トン
二四	一一二二トン
二五	〇トン
二六	四四一トン
二七	一、一一六トン
二八	〇トン
二九	四九三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項目のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	九二二、九三〇トン
一四	二二五、一六八トン

○財務省告示第二百二十二号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

一 平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。  
 一 生鮮等牛肉 三万六千二百五十九トン  
 二 冷凍牛肉 六万三千七百八十七トン  
 二 平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。  
 一 生鮮等牛肉 一万二千七百七十五トン  
 二 冷凍牛肉 一万九千八百三十一トン

○財務省告示第二百二十三号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。  
 一 豚肉等 十二万八千七十六トン  
 二 生きている豚及び豚肉等 十二万八千八十トン

○財務省告示第二百二十四号

関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉(オーストラリア産産品に限る。以下同じ)及び冷凍牛肉(オーストラリア産産品に限る。以下同じ)の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

平成二十七年の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。  
 一 生鮮等牛肉 二万六千九百七十三トン  
 二 冷凍牛肉 四万三千六百六十八トン

○厚生労働省告示第三百五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十号中「及び注射用抗菌薬」を「注射用抗菌薬及びエダラポン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)」に改める。